

こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん

高校生等奨学給付金（国公立）

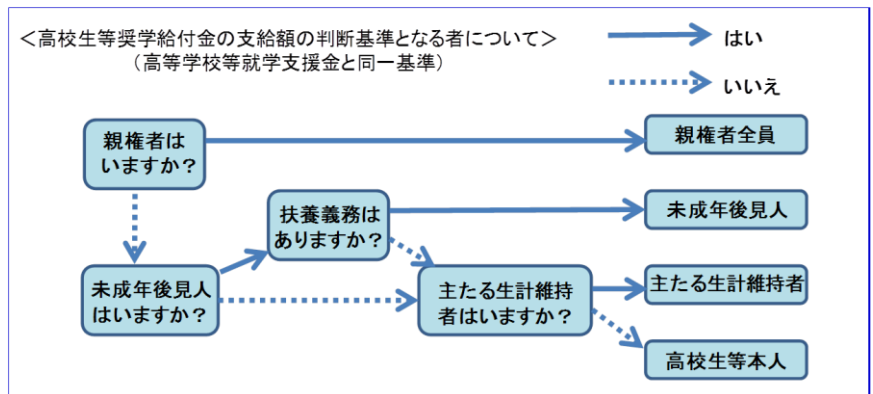
申請の手引き

令和5年度 通常申請

◆1 申請者

保護者等（専攻科は「生計維持者」と読み替えます）

- ※1 保護者等とは、原則親権者である父母のことで、す。
- ※2 親権者がいない場合は、下図を参考にしてください。
- ※3 高校生等が成人している場合は、健康保険証の被保険者が申請してください。
- ※4 在学中に高校生等が成人を迎えた場合の保護者等についても、就学支援金と同様の基準とします。



◆2 基準日

令和5年7月1日（在籍状況確認日）

◆3 提出締切

7 月 日

- ※締切は在学する高等学校等に確認してください。
- ※高校生等が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。
- ※新入生に対する一部早期給付2回目は、別の申請書類を確認してください。

◆4 給付時期

10月下旬頃～翌年1月頃

審査の終わったものから順次振り込みます。
(昨年と同時期に振り込まれるとは限りません。また、兄弟姉妹がいる場合も振込時期はそれぞれ異なります。)

◆5 提出先・問い合わせ先

- ・ **県内**の高等学校等に在学している場合・・・ 在学する高等学校等
- ・ **県外**の高等学校等に在学している場合・・・

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学給付金担当
電話 059-224-2827 (受付 平日 8:30~17:00)

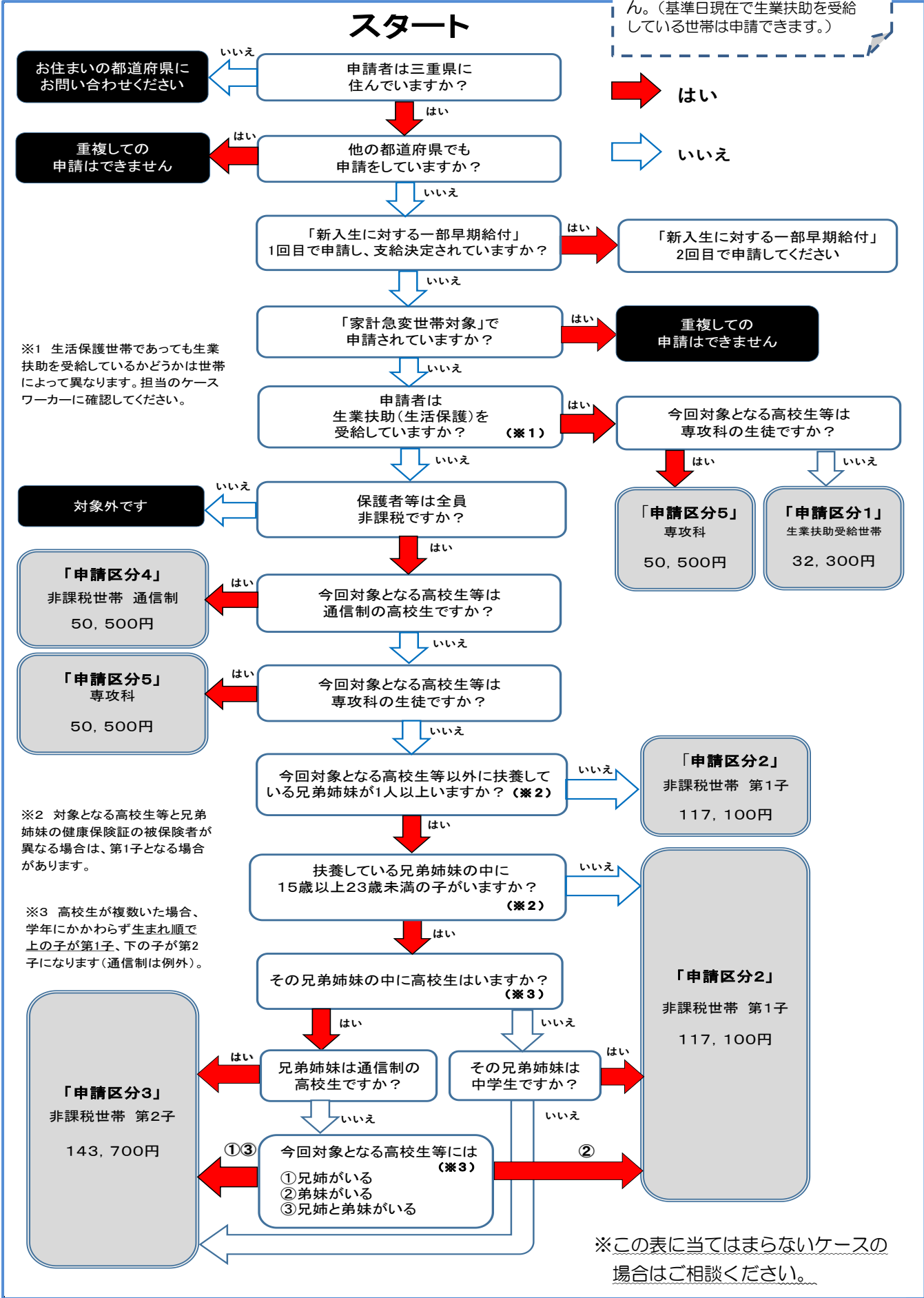
※郵送する際は、簡易書留など記録に残る方法で送付してください。

◆6 申請区分の確認

世帯の状況により、提出する書類が異なります。

申請区分1から5いずれの申請区分に該当するかを確認してください。

令和5年1月1日時点で保護者等のいずれかが海外に居住している場合は、令和5年度の課税証明書が発行されないため、給付金対象世帯ではありません。(基準日現在で生業扶助を受給している世帯は申請できます。)



※1 生活保護世帯であっても生業扶助を受給しているかどうかは世帯によって異なります。担当のケースワーカーに確認してください。

※2 対象となる高校生等と兄弟姉妹の健康保険証の被保険者が異なる場合は、第1子となる場合があります。

※3 高校生が複数いた場合、学年にかかわらず生まれ順で上の子が第1子、下の子が第2子になります(通信制は例外)。

※この表に当てはまらないケースの場合はご相談ください。

◆7 提出する書類 (A4の用紙サイズにあわせてください。)

《三重県立高等学校等》

申請区分1 32,300円

- ① 申請書 (様式1)
- ② 給付金の振込について
(様式1別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票 (保護者等全員分)
- ⑤ 生業扶助受給証明書

申請区分3 143,700円

- ① 申請書 (様式1)
- ② 給付金の振込について
(様式1別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ <第2子> 兄弟姉妹の状況について
(様式1別紙3) ← 健康保険証の写しを貼付
- ④ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ⑤ 住民票 (保護者等全員分)
- ⑥ 令和5年度課税証明書等 (保護者等全員分)

申請区分2 117,100円

申請区分4 50,500円

- ① 申請書 (様式1)
- ② 給付金の振込について
(様式1別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票 (保護者等全員分)
- ⑤ 令和5年度課税証明書等 (保護者等全員分)

★申請書類は番号順にし、左上をステープルでとめてください

★提出前に、申請書類の書き間違い・記入漏れ・必要書類の不備等がないかをもう一度確認しましょう!!
(不備があると給付が遅れる原因になります)

《国立・三重県外・専攻科の高等学校等》

申請区分1 32,300円

- ① 申請書 (様式1-2)
- ② 給付金の振込について
(様式1-2別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票 (保護者等全員分)
- ⑤ 生業扶助受給証明書
(⑥ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

申請区分3 143,700円

- ① 申請書 (様式1-2)
- ② 給付金の振込について
(様式1-2別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ <第2子> 兄弟姉妹の状況について
(様式1-2別紙3) ← 健康保険証の写しを貼付
- ④ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ⑤ 住民票 (保護者等全員分)
- ⑥ 令和5年度課税証明書等 (保護者等全員分)
(⑦ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

申請区分2 117,100円

申請区分4 50,500円

- ① 申請書 (様式1-2)
- ② 給付金の振込について
(様式1-2別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票 (保護者等全員分)
- ⑤ 令和5年度課税証明書等 (保護者等全員分)
(⑥ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

申請区分5 50,500円

- ① 申請書 (様式1-2)
- ② 給付金の振込について
(様式1-2別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状 (様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票 (保護者等全員分)
- ⑤ 令和5年度課税証明書等 (保護者等全員分)
(⑥ 個人対象要件証明書(参考様式) ← 専攻科支援金を受給していない場合のみ必要)
(⑦ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

世帯種別		申請区分	給付額
生業扶助受給世帯	全日・定時・通信制	申請区分1	32,300円
非課税世帯	全日制	第1子	申請区分2 117,100円
		第2子	申請区分3 143,700円
	通信制		申請区分4 50,500円
	専攻科		申請区分5 50,500円

※給付回数は、年1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回、専攻科は2回(修業年限が1年の場合は1回))を上限とします。

(裏面の注意点もご覧ください)

◆8 提出する書類の注意点

※ 提出書類に不備がある場合は、書き直し、再提出を求めることとなりますのでご注意ください。

書類	注意点
申請書（様式1） または 申請書（様式1-2）	<ul style="list-style-type: none"> 黒ボールペンで記入してください。 こすると消せるペン、消えるペンは使わないでください。 訂正する際は二重線を引いてください。 修正テープや修正液は使わないでください。 住民票住所欄は、略さずに住民票どおり正確に記入してください。
住民票 ※市役所、町役場等で取得してください。	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等全員分（原則両親分）のもの 交付日が<u>基準日（令和5年7月1日）以降</u>のもの 世帯主、続柄が記載されたもの（本籍、筆頭者は不要） <u>個人番号（マイナンバー）の記載がないもの</u> <p>※ <u>市役所、町役場等で発行されたまま、取り外さずに全員分を提出してください。</u></p> <p>※ 住民票については、コンビニで取得できる市町もありますので、各市町のホームページ等をご確認ください。</p>
収入状況を確認する書類	<p>生業扶助受給証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> 生業扶助受給証明書（または生活保護証明書）が必要です。 <u>基準日（令和5年7月1日）現在</u>の生業扶助の受給が確認できるもの 申請者の名前が確認できるもの <p>※ 福祉事務所、町役場（生活保護担当窓口）で取得してください。</p> <p>※ 生活保護世帯であっても、生業扶助を受給していない場合には、非課税世帯での申請になりますので、生活保護証明書ではなく課税証明書等を提出してください。</p>
	<p>課税証明書等</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者等全員分（原則両親分）のもの <u>令和5年度</u>の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）であることが確認できるもの <p>※ <u>市役所、町役場等で取得し、全員分を提出してください。</u></p> <p>※ 税の未申告等の理由により、課税額が確認できないものは不可</p> <p>※ 課税証明書等については、コンビニで取得できる市町もありますので、各市町のホームページ等をご確認ください。</p>
健康保険証の写し	<p>次の場合のみ提出が必要</p> <p>申請区分3（第2子）で申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書に記載した高校生等本人と兄弟姉妹の分が必要 <p>申請者が申請書6-2④「主たる生計維持者1名」または、⑤「対象となる高校生等本人」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書に記載した高校生等本人の分が必要 <p>※ 7月1日が有効期限内にないときは、健康保険資格喪失証明書を、前職の会社を通じて健康保険組合、または年金事務所、市役所・町役場（国民健康保険の場合）等で取得してください。</p>
県外の高校生等のみ必要 在学証明書（様式5）	<ul style="list-style-type: none"> <u>基準日（令和5年7月1日）現在</u>の在学を確認できるもの 様式5と同様の内容が確認できれば、任意の様式の在学証明書でも可 <p>※ 在学校で取得してください。</p> <p>※ 県内の高校生等や兄弟姉妹の分は不要です。</p>

※ 申請について電話、手紙等により連絡することがあります。連絡がつかないと給付出来ない場合があります。

※ 高校生等が複数いる場合は、それぞれに申請書の提出が必要です。ただし、兄弟姉妹がいずれも国公立の高校生等の場合に限り、住民票および収入状況を確認する書類は、一方に原本を提出すれば、他の高校生等は写し（原本を提出した学校名・名前を明記）の提出でかまいません。